

和歌山市市民環境局

環境事業部産業廃棄物課長 様

大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室
産業廃棄物指導課長

意見書

平成26年4月16日付け和産廃第93号で依頼のありました産業廃棄物安定型最終処分場設置に係る生活環境影響調査実施計画書等に対する意見について、次のとおり回答します。

事業者の住所及び氏名	和歌山市本町九丁目10番地 株式会社フォーシーズン・ファクトリー 代表取締役 西村 和能
施設の設置場所	和歌山市滝畑字内野原681-1、681-5、682、684-1の各一部 和歌山市上黒谷字茂谷615の一部
<p>1. 実施計画書に対する意見及びその理由</p> <p>※生活環境影響調査実施計画書について、貴課から計画内容に関する意見を記入してください。</p>	<p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活環境影響調査を実施する上で、事業計画が甚だ不十分なものであることから、「2. 事業計画書に対する意見」を踏まえて事業計画を再策定し、その上で適切に実施すること。 ● 予測においては、前提とする各条件の設定根拠を明確にし、評価が過小にならないようにすること。 ● 影響の分析においては、大阪府の環境保全目標との整合性を考慮すること。 <p>(4-3 生活環境影響調査の方法)</p> <p><水質></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 水質の予測に当たっては、農業用水項目が地点①～③となっているが、利水状況を確認し、地点④⑤における農業用水項目の予測について検討すること。 <p><動物・植物></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 動物や植物の現状把握に当たっては、「大阪府における保護上重要な野生生物～大阪府レッドデータブック～」(2000年大阪府)をもとに選定しているが、大阪府レッドリストが平成26年4月に改訂されたことから、動物・植物の重要な種の選定に当たっては、改訂版をもとに選定すること。 ● 農作物の鳥獣被害が増加しており、生息地の環境変化により分布域が変化し、大阪府内に悪影響を及ぼすおそれがあるため、動物に関する調査については、保全の観点だけでなく、有害種の増殖・移動等による農業への悪影響の可能性等についても含めること。具体的には、イノシシ・シカ・アライグマ等の農業被害を及ぼす獣種も対象とするとともに、これらの獣種の行動範囲を踏まえ、十分な範囲を設定した上で生息地の分布の変化や個体数の変動等について、専門家も交えて綿密に調査すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施計画書で参考としている「面整備事業環境影響評価マニュアル」に猛禽類の調査等では調査範囲の拡大が必要な旨記載されていることから、動物の調査範囲を「事業計画地及びその周辺 200 mの範囲」としているが、関係資料の収集・整理の結果、猛禽類が存在する可能性がある場合は調査範囲を拡大すること。 ● 阪南市の山中溪等がホタル生息地であることから、当該地でホタルの調査を実施し、必要に応じ保全対策をとること。 <p><調査項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活環境影響要因に建設工事を追加することを検討すること。その際、特に、工事関連車両の走行に伴う影響及び濁水の影響を十分に考慮すること。
<p>2. 事業計画書に対する意見及びその理由</p> <p>※生活環境影響調査実施計画書に伴う事業計画書において、貴課から事業者に対しての協議事項等に関する意見を記入してください。</p> <p>なお、平成 26 年 3 月 10 日付けで提出された計画書は、前回（平成 23 年 4 月 15 日）の意見照会時から一部内容が変更（新規設立事業者への引継ぎ、埋立面積等の縮小等）がされています。</p>	<p>(全般)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 全体的に、事業計画書の内容に不明確な点が多く見られることから、事業計画の詳細を明確に示すこと。 <p>(5-2 主要施設の概要、構造、計算書及び図面等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 遮水シートの保護マットについては、遮光効果を有するものを使用することにより、紫外線に対する劣化等を防ぐことが可能となることから、遮光効果のある保護マット等の採用を検討すること。 ● 浸透水処理施設の処理能力については、浸透水量及び水質を勘案し、適正な処理能力とすること。また、浸透水処理施設の処理方法、浸透水及び処理水の量及び水質について明記されていないことから、これらを明確に示すこと。 <p>(6 生活環境の保全のための措置及びその結果期待される効果)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 展開検査場における雨水は、浸透水処理施設にて処理すること。 ● 生活環境影響調査により大阪府内への農作物鳥獣被害の増加が懸念される場合は、専門家の見解も踏まえ防止策を講じること。 <p>(8-6 リスク管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 浸透水等の管理の目的で設定された自主管理基準（BOD 等）を遵守する方策を根拠とともに示すこと。 ● 浸透水の pH と EC に著しい変化が見られた場合に浸透水処理施設を稼働するとしているが、pH と EC のみの測定では、水質を適切に把握できないと考えられることから、浸透水処理施設の常時稼働を検討すること。また、pH と EC の測定によって水処理の要否を適切に判断し得ると認識しているのであれば、その根拠を示されたい。 ● 遮水シート破損の推察のための測定において、pH と EC が埋立前より著しい変化が続く場合に、法定項目の水質検査の結果が出るまでの間、雨水・地下水をポンプアップにより埋立場内に貯留するとしているが、貯留の場所及び方法を明確に示すこと。また、この場合、遮水シートに破損の疑いがあることから、当該雨水・地下水の貯留は埋立場内では行わず、貯留施設には地下浸透の防止策を講じること。

	<p>(8-7 候補地選定の考え方)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両の走行ルートについては、図面上は大阪方面の走行がなく、生活環境影響調査実施計画書では「事業計画地の廃棄物等運搬車両出入口から大阪方面への走行はない」とのことであるが、これは往復とも大阪側を走行しないことと解してよいか。その場合、大阪側を走行しないことを担保する方法を明確に示すこと。 <p>(8-9 (7) 環境監視 (モニタリング) 及び維持管理マニュアル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成 25 年 2 月に改正された「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」で、新たに基準が定められた 1, 2-ジクロロエチレン、1, 4-ジオキサン、塩化ビニルモノマーについて、管理項目に追加し測定すること。 <p>(8-10 建設工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 工事期間中の環境対策について、工事施工中の濁水放流を防ぐため、沈砂池を設置するとされているが、山中川へ濁りの影響が出ないように、十分な容量を確保すること。
<p>3. 協議結果報告の確認</p> <p>※平成 23 年 4 月 15 日付けで依頼した意見照会の回答で、貴課からの意見に対し、事業者が貴課との対応状況に関する報告がありましたので、対応内容に誤りがないか回答をお願いします。</p>	<p>大阪府からの意見に対し、事業者は「事業計画に従い行います」としているが、事業計画では十分に説明されていないことから、改めて貴市から以下の事項について指導願います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 今後の手続き全般において、阪南市及び阪南市民に事業計画を十分に説明するとともに、意見を丁寧に聞くこと。特に、阪南市民を貴市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防に関する条例に基づく関係住民に位置付けること。 ● 廃棄物等運搬車両は往復とも大阪側を走行しない計画であると理解されるが、これを担保する方法を明確に示すこと。 ● 山中川の水質にかかる環境保全に万全を期すること。

※連絡先 部 署 名：循環型社会推進室 産業廃棄物指導課 処分業指導グループ
 担 当 者 名：吉峯
 電話番号(内 線)：06-6941-0351 (内線 3826)
 メールアドレス：junkansuishin-g18@sbox.pref.osaka.lg.jp